

令和8年度



南島原市水質検査計画書



芝所配水池(深江町)

南島原市 環境水道部 上下水道課

～はじめに～

水道の水質管理は、水源の保全から適切な浄水処理と配・給水を通じ、需要者の給水栓まで総合的に実施することが必要であると考えています。

適切な水質管理が行われているかどうかは水道法第4条に基づく水質基準を遵守することが基本となり、その水質検査は、水道法第20条および同法施行規則第15条の規定により実施しているところです。

「水質検査計画」は、水道法施行規則第15条により水道事業者が毎年策定すべき計画として規定されており、効果的・合理的な水質検査の実施と、これに基づく検査結果について水道需要者に公表することなどを通じ、水道事業の透明性を確保することを目的としています。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源(原水)・浄水および採水地点
4. 水質管理と水質検査
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の自己・委託の区分
7. 水質検査計画および検査結果の公表

1. 基本方針

(1) 水道事業者は、その供給する水道水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質を検査しなければならない義務があります。

また、臨時に行う水質検査については、行う際の要件、実施方法の原則について明らかにします。

なお、水質管理目標設定項目に含まれる農薬についても、必要に応じて計画に位置づけることとします。

また、有機フッ素化合物(PFAS)については、本年度より水質管理目標管理設定項目から、水道水質基準項目に格上げされ、3箇月毎に1回の頻度で実施します。

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、清浄で安全な水として供給できるようにするために必要不可欠なものです。

(2) 水道事業者は、水道法施行規則第15条第7号の規定により、自己の水源や水質汚濁などを考慮し水質検査計画を策定します。

(3) 水質検査計画には、水道法施行規則第15条第7号に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数などを記載しています。

(4) 臨時の水質検査については、基本的な検査項目などを定めるものとします。

(5) 水道法第20条第3項の規定により、水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関や委託項目ならびに検査方法などについても記載しています。

(6) 水質検査計画による水質検査結果については、評価のうえ需要者に対して公表します。

2. 水道事業の概要

南島原市の水道は、市内全体で8地区(旧8町)の水道があります。
 主要な水源は地下水ですが、ほかにダム水、河川水、湧水などがあります。
 水道事業の概要は次のとおりです。

- 1日平均配水量(給水量) 約13,990 m³
- 給水人口(水道統計による算出) 35,151 人
- 給水件数(令和7年3月期) 18,279 件

南島原市の水道事業

(令和7年3月現在)

地区名	区分	給水人口	給水件数	備考
深江町	深江地区水道	5,460人	2,839件	
布津町	布津地区水道	3,212人	1,670件	
有家町	有家地区水道	5,985人	3,113件	
西有家町	西有家地区水道	5,760人	2,995件	
北有馬町	北有馬地区水道	2,624人	1,364件	
南有馬町	南有馬地区水道	3,859人	2,006件	
口之津町	口之津地区水道	4,119人	2,142件	
加津佐町	加津佐地区水道	4,133人	2,149件	
合計	南島原市水道	35,151人	18,279件	

給水状況(令和7年3月現在)

深江町

	深江地区水道
給水区域	出ノ川、中江、末宝、兵五郎、板首、畦津、立横馬場、川原、八立、本町、上町、折口、須ノ崎、川端、天ノ木、中島、船川、下市場、上市場、大木、松山、中原、下瀬野、中瀬野、上瀬野、柴原、川原端、上大野木場、中大野木場、下大野木場、芝所、大野台、新大野木場、田中山、梶木、内野自治会一円
計画給水人口	8,141 人
現在給水人口	5,460 人
加入率	79.1 %
計画1日最大給水量	3,336 m ³
実績1日最大給水量	3,472 m ³
年間給水量	885,607 m ³
1日平均給水量	2,426 m ³

布津町

	布津地区水道
給水区域	野田第一、第二、第三、第四、丸山、寺田、貝崎第一、第二、貝崎浜第一、貝崎浜第二、尾篠、中通第一、第二、湯田第一、第二、大崎、植松、新田、三本松、蔭平、木場、高塩第二、平之坂(一部の区域を除く)、天ヶ瀬第一、第二自治会、向木場、八重坂、柳、坂下、飯野、潮入崎、高塩第一(ただし、一部の区域を除く)
計画給水人口	3,934 人
現在給水人口	3,212 人
加入率	83.1 %
計画1日最大給水量	1,869 m ³
実績1日最大給水量	1,733 m ³
年間給水量	471,278 m ³
1日平均給水量	1,291 m ³

有家町

	有家地区水道
給水区域	中湯河内、下湯川内、広野、上新切、下新切、東中山、向中山、上中山、下中山、下中山第一、掘切、上尾上、下尾上、桜馬場、銭谷、力野、山川、長田、蓮輪、堀之内、今城、碓、尾首、島田、有田、寺之前、池田、隅田、久保、上町、田町、桜町、堤、下町、中須川、中須川浜、榎田、釘崎、西浜、東浜、清水、平野、白崎、前田、下鬼塚、上鬼塚、蛇田、檜山、蒲河浜、丸尾、境目、池田、塩屋、新切、太郎崎、古城、石田、上石田、柳原、身延、高砂、貝森、浜下、浜小路、浜上、陣之内、大苑、堂山、大平、下原尾、上原尾、高原、久保田、下六郎木、上六郎木、東谷、下藤原、上藤原、三又、木場自治会一円
計画給水人口	7,492 人
現在給水人口	5,985 人
加入率	87.5 %
計画1日最大給水量	2,715 m ³
実績1日最大給水量	2,980 m ³
年間給水量	813,445 m ³
1日平均給水量	2,229 m ³

西有家町

	西有家地区水道
給水区域	西浜、東浜、本龍石、舟落、中竹、岩下、竹ノ林、井龍、竹ノ谷、田中、下田中、上田中、西ノ浦、上西ノ浦、坂、永無田、引無田、灘、下八田、上八田、舟津、本町、西向、中向、東向、本新町、中新町、上新町、志斗、飛町、貝廻、五反田、宮ノ下、下原、橋無田、新港町、下里、法恩寺、上里、尾崎、川原、塔ノ坂、中尾、馬渡瀬、西、向鍋川内、鍋川内、木場、水分、大久保、上東、中出、嶺小屋、松平、上原、小迫、向竹、丸島、打越、山ノ神、下掘戸、掘戸、加倉、高貝野、戸石川、岸田、椎山、城平、中木場、蜂久保、上木場、下観音寺、上観音寺、休場、丸尾、落ノ上、茸山、大弘、上見岳、下見岳、赤仁田、堂原、柿久保、当田自治会一円
計画給水人口	6,714 人
現在給水人口	5,760 人
加入率	91.4 %
計画1日最大給水量	3,029 m ³
実績1日最大給水量	2,764 m ³
年間給水量	851,152 m ³
1日平均給水量	2,332 m ³

北有馬町

	北有馬地区水道
給水区域	坂下、大丸、山の神、西正寺、清水、今福、轟川、鳥淵、辻、沢野、西田平、橋口、日野江町、本町、三尺町、下浦口、谷川、田平、春日、東橋口、金蔵寺、北谷、城見台、平山、坂山、奥野、折木、小谷、路木、割石原、田中、原山、田中、坂下、元平、大丸、前谷、後谷、釘山、八石、八反間、大谷、矢次、灰木、中村、下湯、清水、高峯、面無、掘切、山岳、矢櫃、面広、上内中尾、下内中尾、出口、郷屋、南有馬町樋掛、轟河自治会一円
計画給水人口	3,432 人
現在給水人口	2,624 人
加入率	89.8 %
計画1日最大給水量	2,217 m ³
実績1日最大給水量	1,214 m ³
年間給水量	357,231 m ³
1日平均給水量	979 m ³

南有馬町

	南有馬地区水道
給水区域	夏吉、山洞、菖蒲田、向小屋、堤の上、下方、中谷、崎町、上揚、矢竹、露田、砂原、大江上町、大江中町、大江下町、田町、東川向、西川向、築山、東築山、西築山、新築山、駒崎、浦田下町、浦田中町、町口、下宮野木場、上宮野木場、井出清水、幕掛、上原、下中谷、上中谷、原河、大久保、下坊目木、上坊目木、大河内、岡、高瀬木場、法花寺、浜津、北岡小路、南、町、古園小路、瓦焼、大峯、荒尾、清谷、梅谷、路木、柳谷自治会一円及び加津佐町上登龍、後登龍、山口、鍛冶屋敷、蓮岳、六田の一部、北ヶ峰、内野、立木、伊場、栄原、出水、崎谷、檜山自治会一円
計画給水人口	4,675 人
現在給水人口	3,859 人
加入率	89.5 %
計画1日最大給水量	2,500 m ³
実績1日最大給水量	2,011 m ³
年間給水量	526,032 m ³
1日平均給水量	1,441 m ³

口之津町

	口之津地区水道
給水区域	白浜、久木山西、久木山東、東方、栄町、八坂町、仲町、西大泊、東大泊、唐人町、真米、貝瀬、木之崎、榎田、港町、前方、東、角屋、三軒屋、加美、浜、野向、南大泊、中尾、小利、三軒屋、木之崎自治会一円、加津佐町八ノ久保、境町の一部
計画給水人口	5,088 人
現在給水人口	4,119 人
加入率	90.7 %
計画1日最大給水量	2,033 m ³
実績1日最大給水量	2,033 m ³
年間給水量	580,092 m ³
1日平均給水量	1,589 m ³

加津佐町

	加津佐地区水道
給水区域	西串、東串、小松、花房、辻、上里、旭団地、下里、泉が丘、本岩戸、岩戸町、堀川町、東岩戸町、酢ノ木、町原、道原、六田、東上町、西上町、入船町、大和町、愛宕町、本仲町、本町、汐見町、東下方、浜町、西浜町、今浜町、東浜町、西宮町、宮ノ町、東宮町、女島町、境町、八石、里、山内、権田、西越崎、東越崎自治会一円
計画給水人口	6,524 人
現在給水人口	4,133 人
加入率	75.1 %
計画1日最大給水量	3,727 m ³
実績1日最大給水量	2,575 m ³
年間給水量	624,400 m ³
1日平均給水量	1,711 m ³

浄水施設の概要

深江町の水道

名称	深江地区水道			大野木場地区水道			山ノ寺地区水道
	末宝 第1水源	末宝 第2水源	空月水源	野頭 第1水源	野頭 第2水源	池平水源	山ノ寺水源
竣工年	昭和55年4月			平成6年10月			平成5年4月
水源	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水
浄水能力 (m ³ /日)	960	480	216	340	340	125	320
処理方式							
使用 薬品	凝集剤						
	酸・アルカリ剤						
	消毒剤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	その他						

布津町の水道

名称	布津地区水道					
	柳水源	木場水源	大囲水源	天ヶ瀬水源	八重坂水源	三本松水源
竣工年	昭和56年4月		昭和30年4月		平成19年8月	
水源	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水
浄水能力 (m ³ /日)	800	400	400	190	400	200
処理方式						
使用 薬品	凝集剤					
	酸・アルカリ剤					
	消毒剤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	その他					

有家町の水道

名 称	新切地区水道		中央地区水道			
	湯河内水源	萩原水源	高部水源	中部水源	低部水源	曲坂水源
竣 工 年	昭和45年7月		昭和52年4月			
水 源	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水
浄水能力 (m ³ /日)	80	370	543	170	437	600
処理方式					急速ろ過	
使用 薬品	凝集剤					
	酸・アルカリ剤					
	消毒剤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	その他					

有家町の水道

名 称	東部地区水道			
	三又水源	柳原水源	六郎木水源	
竣 工 年	昭和56年4月			
水 源	地下水	地下水	地下水	
浄水能力 (m ³ /日)	230	549	391	
処理方式				
使用 薬品	凝集剤			
	酸・アルカリ剤			
	消毒剤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	その他			

西有家町の水道

名 称	西有家地区水道					
	須川地区			龍石地区	里坊地区	
竣 工 年	昭和46年3月					
水 源	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水
浄水能力 (m3/日)	1,190			830	352	
処理方式	急速ろ過			急速ろ過	急速ろ過	
使用 薬品	凝集剤					
	酸・アルカリ剤					
	消毒剤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	その他					

西有家町の水道

名 称	西有家地区水道						
	長野・戸石川地区		慈恩寺地区		見岳地区		塔ノ坂地区
竣 工 年	昭和53年4月		昭和53年4月		昭和46年1月		平成27年4月
水 源	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水
浄水能力 (m3/日)	274	183	195		160	608	27
処理方式							
使用 薬品	凝集剤						
	酸・アルカリ剤						
	消毒剤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	その他						

北有馬町の水道

名 称	谷川地区水道				坂下地区水道	
	北谷水源	西田平水源	沢野水源	浦口水源	坂下水源	
竣 工 年	昭和61年4月					
水 源	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	
浄水能力 (m3/日)	300	150	150	60	280	
処理方式	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過	
使用 薬品	凝集剤				ポリ塩化アルミニウム	
	酸・アルカリ剤					
	消毒剤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	その他				水源休止中	

北有馬町の水道

名 称	折木地区水道	高部地区水道		矢櫃地区水道	内中尾地区水道	横道地区水道
	矢代水源	前谷水源	矢次水源	矢櫃水源	内中尾水源	横道水源
竣 工 年	平成20年4月	昭和56年 5月		昭和56年 3月	昭和56年3月	昭和59年3月
水 源	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水
浄水能力 (m3/日)	295	150	190	71	110	130
処理方式						
使用 薬品	凝集剤					
	酸・アルカリ剤					
	消毒剤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	その他					

南有馬町の水道

名 称	大江地区水道	北岡古園地区水道	梅谷地区水道	
	大江・北岡水源	大峯水源	柳谷水源	
竣 工 年	昭和52年8月	昭和56年4月	昭和59年4月	
水 源	地下水	地下水	地下水	
浄水能力 (m3/日)	1,860	650	100	
処理方式	急速ろ過	急速ろ過		
使用 薬品	凝集剤	ポリ塩化アルミニウム		
	酸・アルカリ剤			
	消毒剤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	その他			

口之津町の水道

名 称	中央地区水道			早崎地区水道	山手地区水道	
	東浄水場	西第2浄水場	貝瀬浄水場	早崎浄水場	大抜浄水場	
竣 工 年	昭和60年5月			昭和53年5月	平成4年5月	
水 源	地下水・表流水	地下水	ダム水	地下水	地下水	
浄水能力 (m3/日)	1,000	250	960	455	250	
処理方式	凝集沈殿 急速ろ過	急速ろ過	凝集沈殿 急速ろ過 活性炭ろ過器		急速ろ過	
使用 薬品	凝集剤	ポリ塩化 アルミニウム	ポリ塩化 アルミニウム			
	酸・アルカリ剤		硫酸・苛性ソーダ			
	消毒剤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	その他					

加津佐町の水道

名 称	加津佐地区水道					
	第1浄水場					
竣 工 年	昭和48年3月					
水 源	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	湧水
浄水能力 (m ³ /日)	1,800					1,200
処理方式	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過	凝集沈殿 急速ろ過
使用 薬品	凝集剤					ポリ塩化アルミニウム
	酸・アルカリ剤					
	消毒剤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	その他					

加津佐町の水道

名 称	加津佐地区水道		八石地区水道
	第2浄水場		八石浄水場
竣 工 年	昭和48年3月		昭和62年12月
水 源	地下水	地下水	湧水
浄水能力 (m ³ /日)	700		33
処理方式	急速ろ過		緩速ろ過
使用 薬品	凝集剤		
	酸・アルカリ剤		
	消毒剤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	その他		水源休止中

3. 水源(原水)・浄水および採水地点

南島原市の水道水源は地下水、湧水、ダム水、表流水、湖沼水からなり、その大部分を地下水でまかっています。

水質的には良好ですが、一部の地域においては、近年の肥料や農薬などの化学薬品散布による地下水汚染も懸念されることから、検査頻度を適正に判断し、安全な水道水の供給に心がけています。

水質基準が適用される給水栓水(蛇口の水)については、配水池の水系ごとに1箇所(必要性があれば数箇所)選定し水質検査を実施します。

水道原水については、水源ごとに適正に水質検査を実施します。

(1) 深江町

水道水源はすべて地下水であり、水質基準を満たしています。

(2) 布津町

水道水源はすべて地下水であり、水質基準を満たしています。

(3) 有家町

水道水源はすべて地下水であり、水質基準を満たしています。

(4) 西有家町

水道水源はすべて地下水であり、水質基準を満たしています。

(5) 北有馬町

水道水源はすべて地下水であり、水質基準を満たしています。

(6) 南有馬町

水道水源はすべて地下水であり、水質基準を満たしています。

(7) 口之津町

水道水源は地下水、表流水、ダム水、湖沼水(休止中)であり、水質基準を満たしています。

(8) 加津佐町

水道水源は地下水、湧水であり、水質基準を満たしています。

深江町＜原水＞

施設名	採水地点
深江地区水道(空月水源)	水源井
深江地区水道(未宝水源)	水源井
大野木場地区水道(池平水源)	水源井
大野木場地区水道(野頭水源)	水源井
大野木場地区水道(大野木場水源)	水源井
山ノ寺地区水道(山ノ寺水源)	水源井

布津町＜原水＞

施設名	採水地点
布津地区水道(柳水源)	水源井
布津地区水道(木場水源)	水源井
布津地区水道(天ヶ瀬水源)	水源井
布津地区水道(大囲水源)	水源井
布津地区水道(三本松水源)	水源井
布津地区水道(八重坂水源)	水源井

有家町＜原水＞

施設名	採水地点
中央地区水道(高部水源)	水源井
中央地区水道(中部水源)	水源井
中央地区水道(低部水源)	水源井
中央地区水道(曲坂水源)	水源井
東部地区水道(三叉水源)	水源井
東部地区水道(柳原水源)	水源井
東部地区水道(六郎木水源)	水源井
新切地区水道(湯河内水源)	水源井
新切地区水道(萩原水源)	水源井
田中地区水道(田中水源)	休止中

西有家町<原水>

施設名	採水地点
西有家地区水道(龍石水源No.1)	水源井
西有家地区水道(龍石水源No.2)	水源井
西有家地区水道(須川穴屋敷水源)	水源井
西有家地区水道(須川引無田水源)	水源井
西有家地区水道(須川狸平水源)	休止中
西有家地区水道(里坊水源)	水源井
西有家地区水道(上見岳水源)	水源井
西有家地区水道(見岳赤仁田水源)	水源井
西有家地区水道(慈恩寺水源)	水源井
西有家地区水道(長野戸石川水源)	水源井
西有家地区水道(塔ノ坂水源)	水源井

北有馬町<原水>

施設名	採水地点
谷川地区水道(西田平水源)	水源井
谷川地区水道(北谷水源)	水源井
谷川地区水道(沢野水源)	水源井
谷川地区水道(浦口水源)	水源井
坂下地区水道(坂下水源)	休止中
高部地区水道(矢次水源)	水源井
高部地区水道(前谷水源)	水源井
矢櫃地区水道(矢櫃水源)	水源井
折木地区水道(矢代水源)	水源井
内中尾地区水道(内中尾水源)	水源井
横道地区水道(横道水源)	水源井

南有馬町<原水>

施設名	採水地点
大江地区水道(第3水源)	水源井
北岡古園地区水道(大峯水源)	水源井
梅谷地区水道(柳谷水源)	水源井

口之津町<原水>

施設名	採水地点
中央地区水道(東第1水源 No.1)	水源井
中央地区水道(東第1水源 No.2)	水源井
中央地区水道(東第2水源)	水源井
中央地区水道(東第3水源)	放水口
中央地区水道(東第4水源)	水源井
中央地区水道(西第1水源 No.2)	休止中
中央地区水道(西第1水源 No.3)	休止中
中央地区水道(西第2水源)	休止中
中央地区水道(西第3水源)	休止中
中央地区水道(西第4水源)	休止中
中央地区水道(角屋水源 No.1)	水源井
中央地区水道(角屋水源 No.2)	水源井
中央地区水道(横平水源)	休止中
山手地区水道(大抜ミニダム)	休止中
中央地区水道(貝瀬川ダム)	ポンプ井
中央地区水道(野牛島堤)	休止中
中央地区水道(木葉川沈砂池)	ポンプ井
中央地区水道(貝瀬川沈砂池)	放水口
中央地区水道(鼻崎水源)	休止中
早崎地区水道(第1水源)	休止中
早崎地区水道(第3水源)	水源井(境脇水源)
早崎地区水道(第4水源)	休止中

加津佐町<原水>

施設名	採水地点
加津佐地区水道第1水系(1-1号水源)	水源井
加津佐地区水道第1水系(1-2号水源)	休止中
加津佐地区水道第1水系(1-3号水源)	水源井
加津佐地区水道第1水系(1-4号水源)	水源井
加津佐地区水道第1水系(東越崎湧水)	取水口
加津佐地区水道第1水系(陣床水源)	水源井
加津佐地区水道第2水系(2-1号水源)	水源井
加津佐地区水道第2水系(2-2号水源)	水源井
加津佐地区水道第3水系(津波見川)	休止中
加津佐地区水道第3水系(西平水源)	休止中
八石地区水道(芦田口湧水)	休止中

深江町<浄水>

施設名	採水地点
深江地区水道(未宝水系)	深江支所
深江地区水道(空月水系)	市営住宅馬場団地
大野木場地区水道(池平水系)	第8分団消防詰所
大野木場地区水道(大野木場水系)	みどりが丘運動広場
山ノ寺地区水道(山ノ寺水系)	空月浄水場

布津町<浄水>

施設名	採水地点
布津地区水道(木場水系)	野田墓地
布津地区水道(飯野水系)	農業研修施設
布津地区水道(天ヶ瀬水系)	天ヶ瀬農業研修施設
布津地区水道(三本松水系)	市役所布津支所
布津地区水道(八重坂水系)	向木場墓地

有家町<浄水>

施設名	採水地点
中央地区水道(高部水系)	中部浄水場
中央地区水道(中部水系)	力野児童公園
中央地区水道(低部水系)	有家庁舎
中央地区水道(曲坂水系)	総合運動公園
東部地区水道(三又水系)	柳原浄水場
東部地区水道(柳原水系)	高齢者研修センター
東部地区水道(六郎木水系)	有家世代間交流広場
新切地区水道(湯河内水系)	東広野減圧井
新切地区水道(萩原水系)	第4分団消防詰所

西有家町<浄水>

施設名	採水地点
西有家地区水道(龍石水系)	第5分団消防詰所
西有家地区水道(里坊水系)	西有家庁舎
西有家地区水道(須川水系)	東向墓地
西有家地区水道(見岳水系)	大払営農研修館
西有家地区水道(赤仁田水系)	当田墓地
西有家地区水道(葺山水系)	椎山墓地
西有家地区水道(戸石川水系)	長野公民館
西有家地区水道(塔ノ坂水系)	塔ノ坂農事研修施設

北有馬町<浄水>

施設名	採水地点
谷川地区水道(北谷・西田平水系)	北有馬支所
谷川地区水道(沢野水系)	沢野消防詰所
坂下地区水道(坂下水系)	坂下公民館
高部地区水道(前谷水系)	原山農村公園
高部地区水道(矢次水系)	堀切公民館
矢櫃地区水道(矢櫃水系)	矢櫃公民館
折木地区水道(矢代:路木低部水系)	路木公民館
折木地区水道(矢代:奥野水系)	平山公民館
内中尾地区水道(内中尾水系)	郷屋公民館
横道地区水道(横道水系)	夕日の丘公園

南有馬町<浄水>

施設名	採水地点
大江地区水道(大江水系)	向小屋墓地
北岡・古園地区水道(大峯水系)	北岡墓地
梅谷地区水道(柳谷水系)	梅谷墓地

口之津町<浄水>

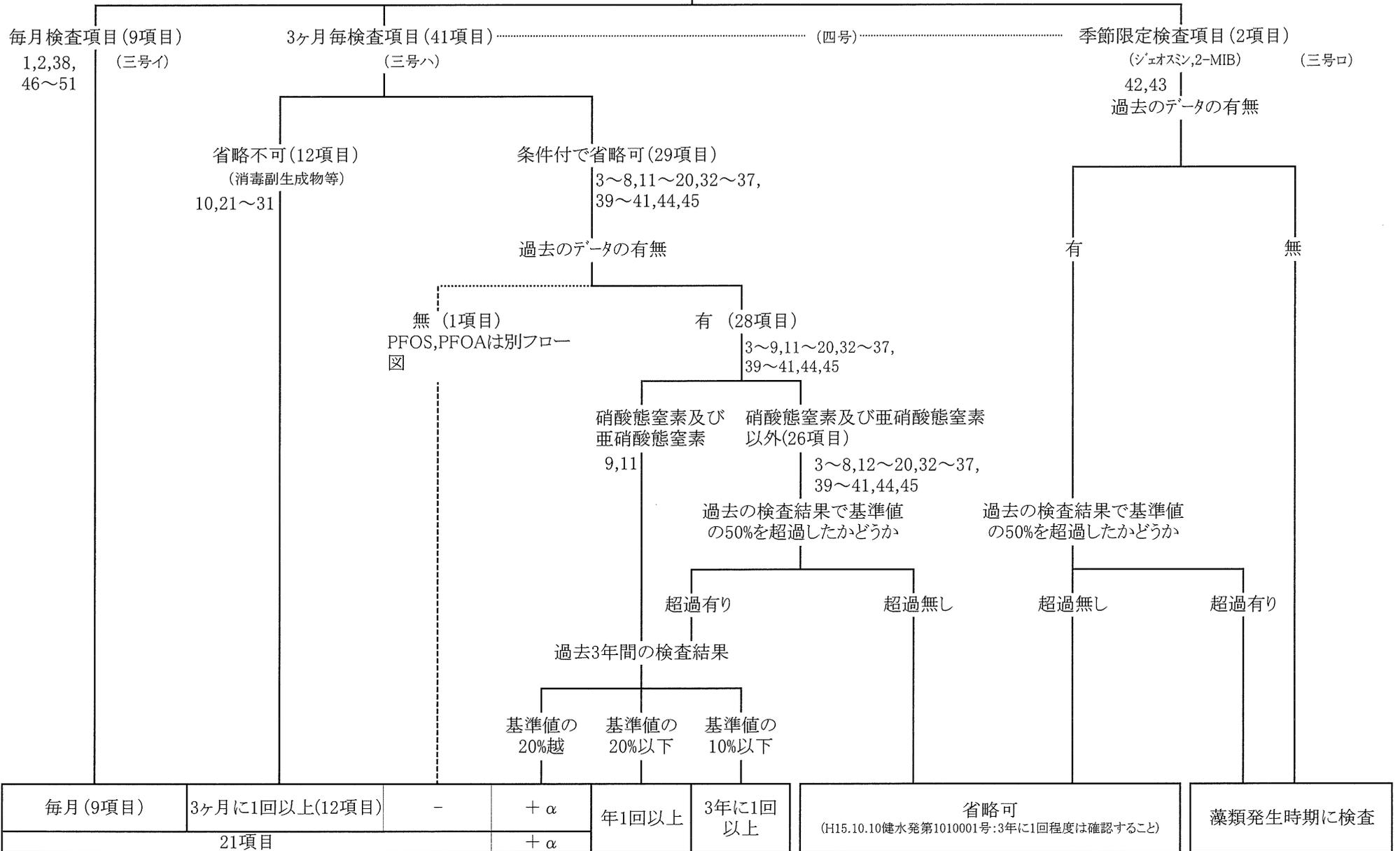
施設名	採水地点
早崎地区水道(早崎水系)	野向公民館
山手地区水道(大抜水系)	金十谷共同墓地
中央地区水道(東水系)	東大屋墓地
中央地区水道(貝瀬:西第2水系)	寺山墓地
中央地区水道(貝瀬:東方水系)	東大泊墓地

加津佐町<浄水>

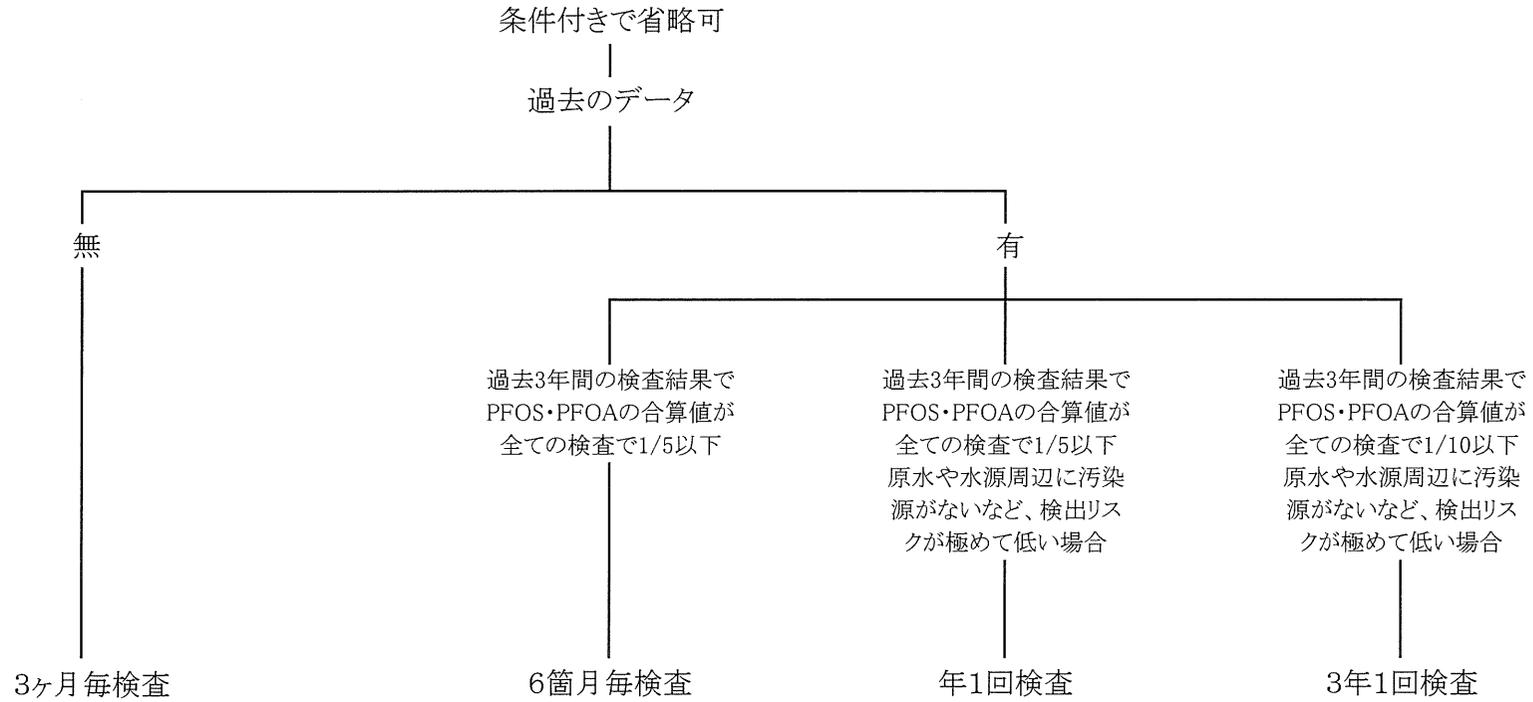
施設名	採水地点
加津佐地区水道(第1水系)	西上町公民館
加津佐地区水道(第2水系)	小松公民館
加津佐地区水道(第4水系)	境町公民館
宮原地区水道(宮原水系)	管末個人宅給水栓
八石地区水道(第2水系)	芦田ロドレン

令和8年度 水道水質基準項目省略フロー図

水質基準(51項目)



水道事業 PFASフロー



4. 水質管理と水質検査

水道法に基づく定期検査および臨時検査を実施します。

(1) 検査項目

水道法令により定められた水質基準項目及び水質管理目標設定項目等について検査を実施します。

また、水源の状況や浄水場の管理上で必要とされる項目についても実施します。

(2) 検査頻度

水道法に基づき水質基準が適用される給水栓水(蛇口の水)については、水質検査を実施しています。

また、水質の状況に応じて特に監視の強化が必要な項目、管理上必要な項目については、独自に検査頻度を設定し実施します。

(3) 給水開始前の水質検査

新設、増設または改造に係る施設を経た給水栓水についての必要な検査および検査方法ならびに残留塩素の検査を行います。

この場合、採水場所の選定は水道法施行規則第15条第1項第2号の規定に準じて実施します。

(4) 検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成22年厚生労働省告示第48号)で毎日検査、毎月検査、3箇月毎検査、基準全項目検査(浄水)、基準全項目検査(原水)を実施します。

① 毎日検査

深江町6箇所、布津町5箇所、有家町9箇所、西有家町8箇所、北有馬町10箇所、南有馬町8箇所、口之津町5箇所、加津佐町5箇所の給水栓水で検査します。

給水栓水の検査は、色および濁り並びに消毒の残留効果について検査します。

② 毎月検査

深江町5箇所、布津町5箇所、有家町9箇所、西有家町8箇所、北有馬町10箇所、南有馬町3箇所、口之津町5箇所、加津佐町5箇所の給水栓水で、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH、味、臭気、色度、濁度の9項目について水質検査を実施します。

また、水質の状況に応じて硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素をはじめとし、上記以外の項目についても、必要に応じ項目を付加して検査します。

③ 3箇月毎検査

21項目の3箇月毎検査については、地域においては検査項目を追加して検査を実施します。

また、有機フッ素化合物(PFAS)についても、3箇月毎検査として実施します。

④ 基準全項目検査

浄水については、深江町5箇所、布津町5箇所、有家町9箇所、西有家町8箇所、北有馬町10箇所、南有馬町3箇所、口之津町5箇所、加津佐町5箇所の給水栓水で基準 全項目(51項目)を実施します。

原水については、深江町5箇所、布津町6箇所、有家町9箇所、西有家町9箇所、北有馬町10箇所、南有馬町3箇所、口之津町12箇所、加津佐町7箇所について、年1回基準全項目(39項目)を実施します。

浄水や原水に関し、ダム水など天候や季節また水源流域の状況により、地域によっては、農薬類など水質管理目標設定項目の検査も実施します。

(5) 水質管理上必要な検査

クリプトスポリジウムやジアルジア等については、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」が平成19年4月1日から適用され、汚染のリスクレベルをレベル1(低)からレベル4(高)まで分類し、汚染のおそれの程度に応じ対応措置を講じることになりました。

これは水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査に準じて位置づけられたもので、本市では、水質管理において、より安全性を重視する観点から、リスクレベル3以上の各水源において年1回クリプトスポリジウム・ジアルジア検査を実施します。また、現在取水中の全水源においてクリプトスポリジウム指標菌検査を実施します。

5. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがあるときには、速やかに水源や浄水場および給水栓などから採水して臨時の水質検査を実施し、水質異常の内容とその範囲を把握するなど問題の解決に向けて適正に対処します。

臨時の検査は、次のような場合に実施することとし、水質の改善が認められ安全な水道水が再び供給できるようになるまで行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域およびその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事のほか水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ そのほか特に必要があると認められるとき。

水質基準項目

番号	区分	分類	検査項目	基準値	給水栓水			原水
					毎月検査	3箇月検査毎	全項目	地下水他
					(9項目)	(21項目)	(51項目)	(39項目)
1	健康に関する項目	微生物	一般細菌	100個/1mL以下	○	○	○	○
2			大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○
3		金属	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下			○	○
4			水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下			○	○
5			セレン及びその化合物	0.01mg/L以下			○	○
6			鉛及びその化合物	0.01mg/L以下			○	○
7			ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下			○	○
8			六価クロム及びその化合物	0.02mg/L以下			○	○
9		無機物	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下			○	○
10			シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		○	○	○
11			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下			○	○
12			フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下			○	○
13		金属	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			○	○
14		有機化学物質	四塩化炭素	0.002mg/L以下			○	○
15			1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			○	○
16			シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			○	○
17			ジクロロメタン	0.02mg/L以下			○	○
18			テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			○	○
19			トリクロロエチレン	0.01mg/L以下			○	○
20			ベンゼン	0.01mg/L以下			○	○
21		消毒副生成物	塩素酸	0.6mg/L以下		○	○	
22			クロロ酢酸	0.02mg/L以下		○	○	
23			クロロホルム	0.06mg/L以下		○	○	
24			ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		○	○	
25			ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		○	○	
26			臭素酸	0.01mg/L以下		○	○	
27			総トリハロメタン	0.1mg/L以下		○	○	
28			トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		○	○	
29			ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		○	○	
30			ブロモホルム	0.09mg/L以下		○	○	
31		ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		○	○		
32	金属	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下			○	○	
33		アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下			○	○	
34		鉄及びその化合物	0.3mg/L以下			○	○	
35		銅及びその化合物	1.0mg/L以下			○	○	
36		味覚色	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下			○	○
37	マンガン及びその化合物		0.05mg/L以下			○	○	
38	味覚	塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	○	○	
39		カルシウム・マグネシウム等	300mg/L以下			○	○	
40	発泡剤	蒸発残留物	500mg/L以下			○	○	
41		陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下			○	○	
42		ジェオスミン	0.00001mg/L以下			○	○	
43		2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下			○	○	
44		非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下			○	○	
45		フェノール類	0.005mg/L以下			○	○	
46		味覚	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	○	○	○	○
47	基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	
48		味	異常でないこと	○	○	○		
49	性状	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	
50		色度	5度以下	○	○	○	○	
51		濁度	2度以下	○	○	○	○	
52	特殊な項目に 関する	有機物質化学	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFAS)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFAS)の量の和として 0.00005mg/L以下		○	○	

毎日検査項目	色	異常でないこと	毎日
	濁り	異常でないこと	毎日
	消毒の残留塩素	0.1mg/L以上	毎日

水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下(暫定)
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下(暫定)
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
8	トルエン	0.4mg/L 以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下(暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下(暫定)
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
16	残留塩素	1mg/L 以下
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上、100mg/L以下
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L 以下
19	遊離炭酸	20mg/L 以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L 以下
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L 以下
23	臭気強度(TON)	3以下
24	蒸発残留物	30mg/L以上、200mg/L以下
25	濁度	1度以下
26	PH値	7.5程度
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1mL中、集落数が2000以下(暫定)
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L 以下

27項目(4、6、7、11は欠番)

水質管理目標設定項目(独自検査:農薬類)

番号	項 目	目 標 値
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
15-21	エトフェンプロックス	0.08mg/L以下
15-41	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L以下
15-82	フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L以下
15-87	フサライド	0.1mg/L以下
15-113	メタラキシル	0.2mg/L以下

※平成25年3月28日付「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正」による

令和8年度 南島原市水質検査項目一覧表(原水検査)

番号	水質	地域名 検査項目	深江		布津		有家		西有家		北有馬		南有馬		口之津		加津佐		合計	
			検体	回数	検体	回数	検体	回数	検体	回数	検体	回数	検体	回数	検体	回数	検体	回数	検体	年間回数
1		基準項目 (39項目)	6	1	6	1	9	1	10	1	9	1	3	1	10	1	7	1	60	60
2		独自検査 (農薬類)	メタラキシル											2	1			2	2	
3			クロロタロニル (TPN)												2	1			2	2
4			エトフェンプロックス、 BPMC												2	1			2	2
5			エトフェンプロックス、 BPMC、フサライド												2	2			2	4
6			独自検査(クリプトスホリジウム・ジアルジア)											1	1	2	1	1	1	4
7		独自検査(クリプトスホリジウム指標菌)	6	1	6	1	9	1	10	1	9	1	3	1	10	1	7	1	60	60
8		PFAS (PFOS&PFOA)												2	1	1	1	3	3	

令和8年度 南島原市水質検査項目一覧表(浄水検査)

番号	水質	地域名 検査項目	深江		布津		有家		西有家		北有馬		南有馬		口之津		加津佐		合計	
			検体	回数	検体	回数	検体	回数	検体	回数	検体	回数	検体	回数	検体	回数	検体	回数	検体	年間 回数
9	浄水	基準全項目(51項目)	5	1	5	1	9	1	8	1	10	1	3	1	5	1	4	1	49	49
																	1	2	1	2
10		3ヶ月毎(21項目)	4	3	2	3	3	3	6	3	8	3	2	3	2	3	2	3	29	87
11		3ヶ月毎検査 (21項目) + No.11	1	3	3	3	5	3	2	3	2	3	1	3					14	42
12		3ヶ月毎検査 (21項目) + No.11, 33															1	2	1	2
13		3ヶ月毎検査 (21項目) + No.40													2	3	2	3	4	12
14		3ヶ月毎検査 (21項目) + No.11, 40					1	3							1	3			2	6
15		省略不可 (9項目)	5	8	5	8	9	8	8	8	10	8	2	8	5	8	5	8	49	392
16		省略不可 (9項目) + No.11											1	8					1	8
17		PFAS (PFOS&PFOA)	5	4	5	4	9	4	8	4	10	4	3	4	5	4	5	4	50	200
1	検便検査	赤痢菌・サルモネラ・O-157・ノロウイルス	前期 30人																	

6. 水質検査の自己・委託の区分

(1) 水質検査の方法

毎日検査については、必要な箇所を個人に委託して実施します。

上記以外の検査項目については、独自の検査項目も含め、水道法第20条第3項の規定により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に水質検査全般(採水を除く)と検査結果表ならびに検査頻度(目安)作成を委託し実施します。

委託先は、検査精度と信頼性等を考慮し、

- ① 水質検査におけるISO9001:2008取得検査機関
- ② 水質基準項目(51項目)を全て自社分析できる検査機関
- ③ 緊急時に迅速かつ適切な対応ができる検査機関
- ④ クリプトスポリジウム、ダイオキシン類などのハイレベルの検査が可能な検査機関などを総合的に判断し委託しています。

また、水質検査結果を知りうるまでの経過時間を十分検証し、出来る限り採水から検査機関までの輸送経路において安全・安心が確保できる委託先を選考します。

(2) 水質検査機関の日常業務確認調査

水道法施行規則の一部を改正する省令が平成24年4月1日から施行され、登録水質検査機関における業務管理について信頼性を確保するため、日常業務確認検査を行うこととなっています。

日常業務確認検査頻度は、水質検査機関において原則として年1回以上実施し、必要に応じ臨時的確認検査についても実施します。

7. 水質検査計画および検査結果の公表

水質検査委託機関より検査結果の報告があった際は、その結果を直ちに評価し、不適な項目があった場合は改善に努める等適切に対処します。

その際は、必要に応じて長崎県や県南保健所ならびに委託検査機関から指導助言を受けながら行います。

更に、年間の検査結果が判明した時点でそれらを総合的に判断し、必要に応じて水質検査計画を再検証し見直しを行います。

水質検査計画及び水質検査の結果については、環境水道部上下水道課(衛生センター庁舎2F)においてご覧いただけます。

8. その他の留意事項

(1) 汚染の早期発見および連絡通報体制の整備

水源の汚染または汚染の恐れがあるときは、国や県および近隣自治体・関係機関などと連携を図り情報交換につとめ、速やかに必要な対策を講じます。

(2) 水質異常の連絡体制

知事の所管に係る水道事業者は、(1)に掲げる事態が生じ、水または給水の停止措置を講じたときは、直ちに長崎県および県南保健所へ通報を行い適切に対処します。

また、緊急措置が必要な事案については、委託先事業所から関係機関に対し情報開示の観点から直接連絡をすることも可能としています。

ただし、検査結果の精度や検査の信頼度(再検査の必要性等)を検証したうえにおいて、水道事業者の取るべき措置を明確にさせたいうで実施することとしています。

①基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害する恐れがある場合には、取水および給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講じます。

具体的には次のような事例が考えられます。

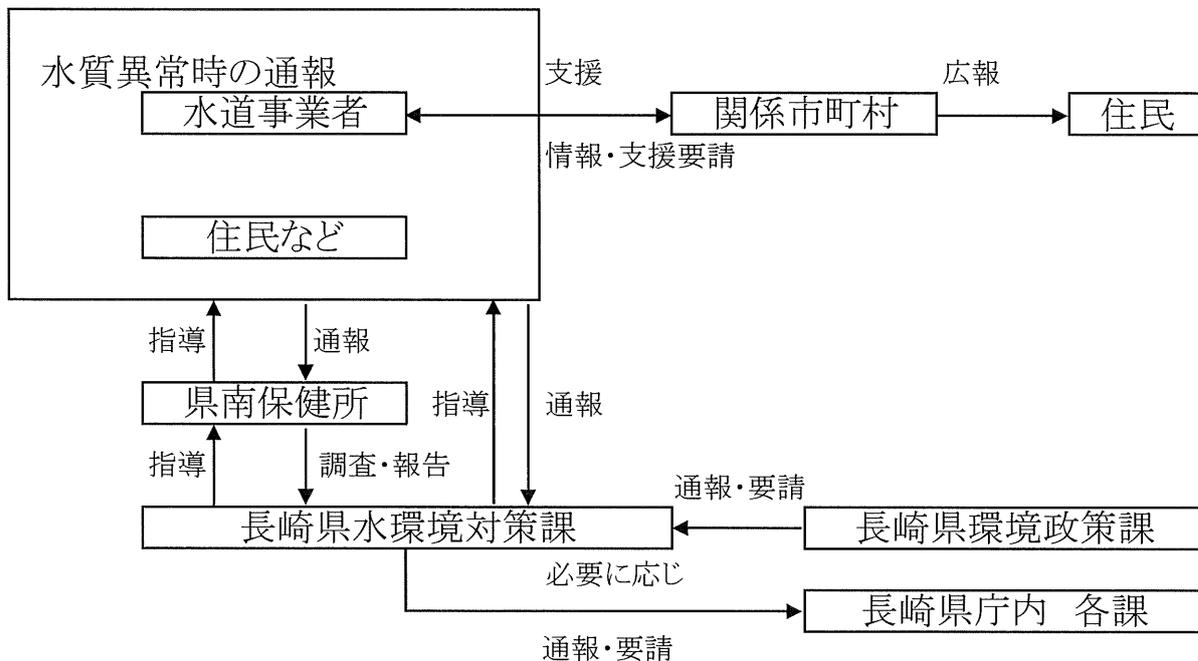
- イ 水源または取水もしくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去をするのが困難な病原性もしくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、またはその疑いがあるとき。
- ロ 浄水場以降の過程にある水が、病原性物もしくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質に汚染されているか、またはその疑いがあるとき。
- ハ 塩素注入機の故障または薬剤の欠如により消毒が不可能となったとき。
- 二 工業用水・農業用水の水道等に誤接合されていることが判明したとき。

②水源または取水もしくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止します。

具体的には次のような事例が考えられます。

- イ 不明の原因により色および濁りに著しい変化が生じたとき。
- ロ 臭気および味に著しい変化が生じたとき。
- ハ 魚が死んで多数浮上したとき。
- 二 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見したとき。

(通報体制)



(3) 水質基準等を超過した場合の連絡体制

知事の所管に係る水道事業者は、水質検査の結果、水質基準等を超過した場合は、直ちに基準を満たすために必要な対策を講じ、下記フロー図のとおり所管の長崎県水環境対策課または県南保健所へ報告を行います。

①水質基準を超過したときは、速やかに別紙1により報告します。

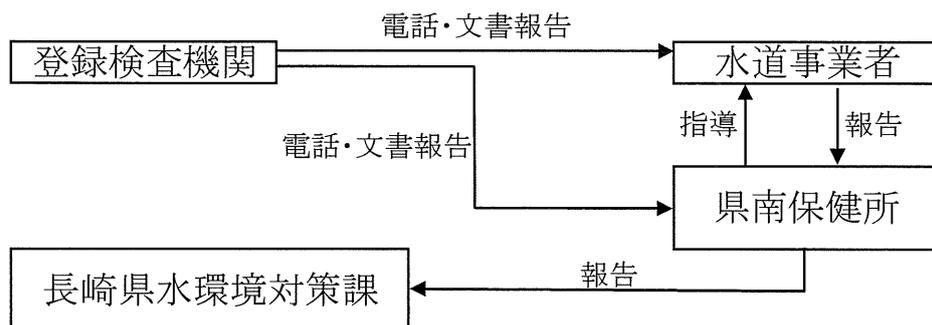
ただし、国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関に委託している場合にあつては、登録検査機関からの文書報告をもって、水道事業者からの報告に代えることができる。

②超過の原因・改善策についても、別紙1により報告します。

また、確認のための再検査を行います。

③水質管理目標設定項目に係る目標値を超過したときは、①と同様に別紙1により報告します。

(連絡体制)



次のとおり水質異常が発生しましたので報告します (第 報)

番号	項目		内容
1	発生日時	1) 異常が発生した日時 (採水、患者発病等の説明を添えてください)	令和 年 月 日 : 採水： 地区 水系 (浄水) 患者発病等：
		2) 異常があることを知った日時	令和 年 月 日 :
		3) 対応を完了した日時	令和 年 月 日 :
2	水質異常が生じた施設	1) 水道の種別 (上水道、簡易専用水道、飲用井戸等)	地区水道
		2) 水源の名称と種別 (表流水、深井戸等) .	
		3) 施設の名称 (原水水質の異常の場合は取水位置)	
		4) 浄水処理方法	
		5) 異常に係る施設の給水範囲の人口 (又は戸数) 又は一日平均利用者数	給水人口 人
3	汚染の状況	1) 水質異常の原因 (原因物質、原因物質の排出源およびその所在場所、施設の不良箇所等)	原因物質： (基準値 mg/L) 排出源および不良箇所等： (採水箇所) 施設の不良箇所等：
		2) 問題を生じた水質項目と汚染時の最大値	水質項目： mg/L (月 日採水分)
4	給水等への影響	1) 取水停止/取水減量期間	取水停止期間：
		2) 給水停止/制限の期間	
		3) 給水停止/制限の影響人口	
5	健康被害発生状況	1) 症状	
		2) 人数	
		3) 発生地域	
6	対応経緯 (時系列に記載)		
7	関係機関との連携		
8	今後の対応方針		
9	報道発表等		
10	その他特記事項		
11	問合せ先	1) 都道府県	長崎県
		2) 事業体/自治体	南島原市
		3) 所属・部署	環境水道部 上下水道課
		4) 担当者名	
		5) 電話番号	
		6) FAX番号	
		7) e-mail	

【留意点】 ・報告いただいた内容については、個人情報を除き、厚生労働省にて定期的に公表します。
 ・必要に応じ、水質検査結果、浄水フロー、地図等を添付してください。
 ・報道発表等を行った場合は、発表資料を添付してください。